

# 業 務 概 要

令和 6 年度 版

(令和 5 年度実績)

広島県西部こども家庭センター

広島県東部こども家庭センター

広島県北部こども家庭センター

## はじめに

こども家庭センターの業務につきましては、日頃から、関係機関をはじめ多くの方々の御理解と御協力をいただいております、厚くお礼を申し上げます。

こども家庭センターは、3つの機能を併せ持つ行政機関です。それは児童相談所、知的障害者更生相談所及び配偶者暴力相談支援センターの機能です。県内に3か所（西部・東部・北部）設置されています。

その中でも西部こども家庭センターは、中央児童相談所として県内の連絡調整等を行うとともに、女性相談支援センターの機能も担っています。

令和4年度の全国の児童相談所における虐待相談対応件数は219,170件、広島県の3か所のこども家庭センターにおける同件数は3,131件となり、いずれの数値も過去最多となっており、深刻な社会問題となっています。

また、国においては、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、令和4年6月に「児童福祉法等の一部を改正する法律」を成立させ、児童等に対するかあて医及び養育環境の支援を強化し、児童の権利擁護が図られた児童福祉施策の推進に取り組むこととしました。

こうした状況を踏まえ、広島県では、職員や施設職員・里親の専門性向上のための研修の実施、弁護士や併任警察官・警察OBの配置による相談体制の強化、こどもの権利擁護や親子関係再構築にかかる事業の充実及び一時保護施設の支援強化等に取り組んでいるところです。

一方、女性相談については、令和5年度の相談件数は2,945件、一時保護数は84人となっており、暴力被害の相談が多くを占めている状況で、被害者支援の充実に取り組んでいるところです。さらに、令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、様々な事情により困難な状況にある女性を包括的に支援することが明確化され、関係機関との連携強化や職員の資質の向上により一層の取組が必要であると考えています。

こども家庭センターは、総合的な相談機能をさらに充実させ、市町、警察、検察、教育関係者、医療機関など関係機関との連携をさらに強化し、迅速かつ的確な対応に努めて参ります。

この業務概要は、広島県の3か所（西部・東部・北部）のこども家庭センターにおける相談や活動状況をまとめたものです。児童、家庭、知的障害者の福祉に関わる皆様に御活用いただければ幸いです。

令和7年1月

広島県西部こども家庭センター所長

岡田 和子

広島県東部こども家庭センター所長

前原 一教

広島県北部こども家庭センター所長

中村 真由美